

平成 2 1 年

第 1 回市議会定例会 議案第 2 8 号

函館市支所設置条例の一部改正について

函館市支所設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 1 年 2 月 2 7 日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市支所設置条例の一部を改正する条例

函館市支所設置条例（昭和 3 1 年函館市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項第 1 6 号および同条第 5 項第 1 6 号を削り，同条第 6 項中第 1 6 号を削り，第 1 7 号を第 1 6 号とし，同条第 7 項第 1 6 号を削る。

附 則

この条例は，平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

戸井支所，恵山支所，椴法華支所および南茅部支所で行っている建築，住宅および建築指導に関する事務を都市建設部において行うこととするため